

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザは設置目的として、横浜市地域ケアプラザ条例第1条1項で「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する」と定められています。山下地域ケアプラザの指定管理者として、地域の身近な福祉保健の拠点、相談窓口を通して、子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす人たちとつながり一緒に考え、地域で安心安全に暮らせるように取り組みたいと考えます。

- ・地域の身近な拠点としてケアプラザの周知を広報誌の発行やホームページ、地域の活動団体の会議などを通じて、場を活用していただけるように活動支援していきます。
- ・地域の身近な相談窓口として、ケアプラザへの来館が難しい相談者へは訪問で対応し、適切な支援や専門機関等へつながるように、各職種が連携し解決へ向け取り組み支援していきます。
- ・ケアプラザ内情報ラウンジ等で地域でのインフォーマルサービスの活動情報や行政情報を提供していきます。出来るだけ多くの方に情報が届けられるように、広報誌の各自治会の回覧や掲示板への掲示のお願い、地域内にある医療機関や商店等に配架・掲示のお願いを継続していきます。
- ・地域で活動している団体や民生委員児童委員や地区社協と協力し、各団体のネットワーク強化や団体立ち上げ支援を行い、各団体と顔の見える関係を築くことで、みんなで支え合える地域づくりを支援していきます。また、地域内には山下地域交流センターや山下みどり台小学校コミュニティハウスがあり、地域住民が集まりやすい場所での講座開催など、協働することで集まりやすい「場」での活動支援に取り組みます。
- ・地域内には介護施設やグループホーム、障害児者の事業所があります。小学校の福祉教育を通じて、認知症啓発することで認知症やグループホームへの理解、ケアプラザのイベントで障害児者事業所の活動を周知していくこと、ボッチャなどのスポーツで多世代が交流できるイベントを開催することで、地域とともに安心安全に暮らせるように取り組みます。
- ・上記での取組において、地域のニーズや課題を、緑区地域福祉保健計画の山下地区計画を推進していく支援チーム内で共有し、団体活動への支援や課題解決に向けて取り組みます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<記載場所>

山下地区の特色

山下地域ケアプラザの圏域である「山下地区」は、恩田川と鶴見川に挟まれ、東西に長く、地区の中心に尾根があるため山坂が多く、丘陵地には市営住宅や戸建てがならんでいます。市街化調整区域が多い田園地帯は専業農家もあり、果樹園等の地場産業も盛んで、日曜朝市を実施しています。小学校では、市民菜園で農家の方が指導し農業体験を実施。北八朔公園では、愛護会の方々が美化運動や花壇の手入れをされ、地域住民の憩いの場になってます。また、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、高齢者や障害のグループホーム等、福祉施設や入所型の施設が北八朔町にほぼ集中しています。コロナ禍前は、グループホームと認知症啓発、キャラバンメイトに協力し、周知活動していた。一部施設では、自治会と災害時等での避難場所として提携しています。青砥町や西八朔町では宅地造成されるなど、若い世代、子育て世代が増えてます。また、連合自治会が「まちづくり委員会」設立し、ケアプラザも含めた活動拠点、交通、歩行者空間、農業・自然環境、防災活動など分野別に、地区の課題解決に向けた活動をしています。特に地区住民の足となる「ささえあいバス」は山下地域交流センターを起点に、山下地区の巡回、買い物便やグループ便と、地域住民の外出の一助として活用されています。そして、地区住民の手となる生活支援活動があり、草取りや枝切りを中心にボランティアの方々が活躍されています。また、現在11か所のサロンが活動しており、各サロンの状況や課題を話し合うネットワークサロン交流会も活動しています。サロンの中でも、誰でも参加できる多世代交流を目的とした「ふらっとホール」では、毎週月曜日に開催、参加者も多く、住民同士の見守りにもつながっています。

課題

- 1) 地域で様々な団体が活動していますが、担い手の高齢化、担い手不足が問題になっています。70代の方も就労しており、若い世代同様に活動への参加が難しい状況です。そのため、活動の縮小や廃止となる団体もあり課題です。
- 2) 地域の高齢化により、空き家や住んでいるか不明な家、空き家に入居された新規住民との交流が少ないこと。一部地域では介護保険利用者が固まっており、近隣住民同士で支え合うことが難しくなっていることが課題です。
- 3) 相談内容の半数が認知症もしくは疑いが増えてきている。認知症対応の普及啓発に努めてきたが、認知症への理解がまだ少なく、早期発見、治療につながっていないことが課題です。
- 4) ケアプラザの立地が区境にあり、相談や講座への参加、場の活用で来所することが困難となるのが課題です。

取り組み

- 1) 担い手について、地域の行事に参加している年代は若い世代もおり、特にスポーツ推進員や育成会には参加が多いので、行事に積極的に参加することでコミュニケーションを図り、顔を覚えてもらうこと、地域やケアプラザの情報を発信し、担い手の発掘へつながらずに取り組みます。また、地区別推進会議でも担い手について課題となっているので、連合自治会や地域活動団体とともに考えていきます。
- 2) 民生委員児童委員との「見守りガイド」や「民生一包括連絡シート」の見直しや活用について話し合い、地域の実情を共有し、インフォーマルサービスの発信していくことで、地域の空白部分を埋めていけるように、訪問の際の情報提供し、住み慣れた地域で安心して暮らすとことに取り組みます。
- 3) 認知症の正しい理解や対応方法を知ること、地域で暮らせる地域で支えることができるよう努めます。認知症サポーター養成講座を地域住民向け、福祉教育の1つとして小中学校で実施。自主事業である認知症を学ぶ「イルカの会」、令和6年度からパルシステムと協力し、認知症の理解へ取り組みます。また、認知症初期集中事業へつなげることで、適切な医療、介護を提供されるように支援します。
- 4) 来所が難しいことについて、令和4年度の相談件数は689件うち訪問は154件となっています。初回相談は電話がほとんどですが、来所が難しい方は訪問で対応しています。講座などの参加について、開催日時などを「ささえあいバス」の時刻を参考に考え、貸館利用の方にも情報提供し、利用の働きかけをしています。また、山下地区には「山下地域交流センター」「山下みどり台小学校コミュニティーハウス」の拠点があり、ケアプラザだけでなく、体操教室などの講座を開催しています。場の活用について、地域ですでに活動している団体は、「山下地域交流センター」「山下みどり台小学校コミュニティーハウス」を利用している団体もあり、新規での登録がほとんどです。新規登録に来所された団体に活動内容や参加対象者など聞き、場合によっては上記2か所を紹介することがあります。また地域内には施設が多く、活動周知として、「山下つながるアート展覧会」を毎年11月～12月の1週間実施。障害児者の事業所が参加し、作品を展示することで活動を理解してもらい、ボッチャ大会や車いすサッカーで小学生との交流や登録団体の発表の場として、地域住民、事業所、団体の活動への理解を得ることができました。学校コーディネーターから中学生向けの学習支援を試験的に開催。様々な事業所や団体に活用できる場として、ケアプラザ職員が顔を出すサロンや行事を通じて、情報提供し活用できるよう支援に取り組みます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

山下地域ケアプラザの圏域である「山下地区」は、13の自治会と連合自治会、地区社協、民生児童委員、保健活動推進員が地区で活動されており、介護施設は介護老人福祉施設が3か所、介護老人保健施設が2か所、グループホームが5か所、公共施設は、山下小学校、山下みどり台小学校、山下みどり台小学校コミュニティハウス、山下地域交流センター、医療施設は診療所（2か所）歯科診療所（2か所）があります。

地域との連携について

連合自治会で実施している「まちづくり委員会」、「ささえあいバス委員会」、「生活支援推進委員会」の定例会に参加し、顔の見える関係を築きながら情報提供や運営支援に取り組みます。民生委員児童委員では、介護保険等の情報提供や見守りガイドの見直し支援を継続して取り組みます。保健活動推進員では、イベントで介護予防の啓発周知活動を一緒に実施、それぞれの活動とケアプラザの周知活動に取り組みます。また、防災拠点運営委員会が行っている防災訓練時に参加させていただき、必要に応じて、車いすの仕様方法の説明など協力していきます。

行政との連携について

定例カンファで把握したニーズや課題などを、定期的に情報共有し、連携していくことで、課題解決に向け取り組みます。また地域福祉保健計画推進するために、地区別支援チーム会議の中で、地域のニーズや課題に対して、行政・区社協と情報共有し、課題解決へ連携して取り組みます。また、権利擁護や子育て支援など講座やイベントに協働し取り組みます。

緑区社会福祉協議会との連携について

地域交流コーディネーターや生活支援コーディネーターの分科会で、区域・各地区の様々な事業について情報共有や情報収集し、区域での協働、地区へ連携し、課題解決に取り組みます。また、あんしんセンターやボランティア活動などの事業にも連携、支援に取り組みます。

関係機関や団体との連携について

緑区医師会在宅医療相談室とは、在宅ケアみどりネットワークでの講座や定例会の中で、お互いの事業について情報共有し、協働や共催に取り組みます。

ケアプラザ周辺の障害児者の事業所とは、ケアプラザの場の活用推進も含め、毎年12月上旬に事業所の活動周知のイベント、ボッチャ大会を実施し、地域との交流を図っています。

学校とは、福祉教育の先生やコーディネーターの協力で、認知症サポーター養成講座の実施、また試験的ですが、勉強会の場として活用を実施。定期的に講座など関われるように取り組みます。

他の地域ケアプラザとの連携について

区域の所長会や各職種の方科会で、各事業の情報共有や課題について解決に取り組みます。

また、区内のケアプラザと連携し、区民祭りへ出店、コーディネーターハウスを実施し、地域ケアプラザのPRや事業の周知に取り組みます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<記載場所>

平成3年に社会福祉法人ふじ寿か会を設立した本会は「地域に根ざした、いつでも利用者の方が安心して利用できる施設を目指すとともに、職員は高い質（倫理、知識、技術）を持ち、利用者のニーズに対して迅速に対応し、熱意あるチームケアを行う。

- ① 品質：心地よさを感じる丁寧なケア
- ② 熱意：福祉を志す揺るぎない気持ち
- ③ 迅速：広い視野を持って、利用者のことを考え、何を望んでいるのかを察知して行動する冷静な判断と臨機応変に対応する行動力

以上の点を常に心がけ、社会福祉法人の誇りを持ち、地域福祉の充実に寄与することを図ります。」という理念のもと、緑区に介護老人福祉施設（併設、地域包括支援センター、通所介護、短期入所、居宅介護支援）、高齢者グループホーム3か所、地域作業所、有料老人ホーム、青葉区に、介護老人福祉施設、地域ケアプラザ、都筑区に、高齢者グループホームの計9か所の事業展開を行ってきました。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>

予算の執行状況については、月次試算表を基に予算執行状況を把握し、必要であれば予算計上内容の修正を行い、各施設責任者等へ説明を行っています。

法人税については、社会福祉法人のため課税はされていません。消費税及び地方消費税等に関しては、滞納はありません。

財政状況の健全性につきましては、経理規程に沿って統括会計責任者への報告を行い、決算前には法人監事への報告も行なっています。必要であれば外部監査を実施する予定もあります。安定した経営を行なうために、利用される方々のニーズを引き出し、それぞれの利用者の立場にあったより良いサービスの提供を行なうことが必須要件と考えています。支出に関しては、昨今の物価上昇によって厳しさが増してきていますが、常に優先順位は何か、削減できるもの、代替できるものを考え努力しています。

現在、財務状況の改善に向けて、民間の介護保険事業所が様々なサービスを展開している環境下でも個々の利用者への対応を深め、介護保険事業の利用率・稼働率の向上を目指しつつ、介護保険の加算をさらに取得出来るよう（法人内での配置転換・有資格者の雇用）考えています。

そして、地域のニーズに合わせる事ができなかった事業については、規模の縮小、休止も視野にいています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

横浜市地域ケアプラザ条例他関係法令及び介護保険上の運営基準を遵守し、適切な人員配置を行っていきます。

地域ケアプラザ所長（予定者）

平成 3 年に特別養護老人ホームふじ寿か園に入職。介護職から通所介護主任、平成 10 年から在宅介護支援センター相談員、地域包括支援センター主任介護支援専門員と経験し、令和 3 年に地域ケアプラザ所長を務める職員が行う予定です。

地域包括支援センター

平成 8 年より在宅介護支援センターから地域包括支援センターを経験し、令和 3 年よりケアプラザ配置の保健師等職。介護支援専門員を経験し平成 18 年から地域包括支援センター、令和 3 年よりケアプラザ配置の社会福祉士。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の介護職から平成 25 年に介護支援専門員に取得し活動、令和 3 年よりケアプラザ配置の主任介護支援専門員の 3 名が行う予定です。

地域活動交流コーディネーター

他区でのサブコーディネーターを経験し、令和 3 年よりケアプラザ配置の職員が行う予定です。サブコーディネーターは、地域在住の方が配置されて、地域の情報に通じた、またはニーズ発掘へつながるように非常勤 3 名を配置予定です。

生活支援コーディネーター

介護支援専門員を 5 年経験し、令和元年より地域包括支援センターの生活支援コーディネーターを経験し、令和 3 年よりケアプラザ配置の職員が行う予定です。

居宅介護支援事業所

平成 12 年より介護支援専門員として 20 年以上経験の職員 1 名を配置し行う予定です。

法人内他事業所に勤務する資格保持者の把握を行い、欠員状態が起こった場合には、速やかに補充や配置換えを行えるように準備、責任者間での話し合いを行い、安定した確保が出来るよう努めます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

研修については、横浜市社会福祉協議会が実施している職種別の研修や市や区の行政で実施する研修へ積極的に参加し、研修期間は勤務時間として、研修参加費や交通費の支給を行うことで、研修に参加しやすい環境づくりを行っていきます。参加後は研修参加報告書を作成し、全職員が閲覧し伝達できる体制にし、いつでも閲覧できるようにすることと、研修報告を会議の場で行うことで、受講した職員以外にも伝達できる体制を整えていきます。

法人で行う内部研修においては、伝達研修が主になるも報告書を作成し閲覧します。また法人内の他のケアプラザと5職種やケアプラザとして必要な研修を企画・立案・実施を共催していきます。

年2回ある人事考課の面接を実施、直接の上司と、次のステップや悩みなどを話せる場を実施していきます。

内部研修実施予定

個人情報取り扱いについて、災害時の対応研修、感染症に関する研修、倫理人権研修
事故発生時の対応について、運転者教育研修、接遇に関する研修、AED 取り扱い研修

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

施設及び設備の維持保全のため、法定点検等は専門業者へ委託し、日常的な維持管理は職員が点検表にてチェックし、不具合が見られた場合、軽微な修理・補修に関しては職員が対応し、大掛かりな修理・補修が必要な場合、行政と事前協議等で連携を取りながら、専門業者に依頼し、迅速に対応していきます。

専門業者に依頼する場合は、できる限り相見積もりを取り、一番費用が掛からない方法、且つ横浜市内の企業に発注を行うなど効率的に行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

<記載場所>

「1つの事故の前には29の軽微な事故あり、その背景には300の異常がある」というハインリッヒの法則に則り、ヒヤリハットの事例から書式に残し、常勤非常勤問わずに、発生したその日のうち会議を持ち、所長への報告、内容によっては行政への報告を行います。その結果をすべての職員に周知するため、回覧や口頭での申し送り、及び必要であれば事故を防ぐ介護技術方法の周知等を行います。また、局から通知される事故報告の内容についても、回覧や会議で周知し、事故防止の意識を持つようにしていきます。

館内に設置されるAEDの取り扱いについても、職員向け、利用団体向けに講習会を実施していきます。

ケアプラザとして緊急連絡網を作成し、必要時に所長や職員へ連絡が取れる体制づくりをします。夜間については専門業者による警備契約を始め、法人本部へ緊急時のバックアップ体制を依頼します。

また、ケアプラザを利用する活動団体には、ボランティア保険加入、事故発生時における参加者の緊急連絡先の確保を団体登録の説明会でお願いしていきます。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

緑区防災計画をもとに、職員を対象に災害時や消防等の体制をつくり、有事（震度5強以上）の際の役割分担（参集条件や活動範囲など）を行います。参集方法については、緊急連絡網を作成し、職員の環境状態を確認したうえで、参集人数の把握、緑区への報告や連携を行っていきます。また、バスや電車の有事の際、計画運休があることを踏まえ、徒歩で参集できる人数の把握を行い、人数確保が難しい場合は、責任者が法人本部で宿泊するなど、初期体制整備に努めます。リスクマネジメント等の研修のなかで、防災意識を高めるよう実施していきます。

防災訓練については、年2回消防職員の立ち合いのもと、地域住民を交え、災害時の避難方法や簡易担架の作り方、毛布やシーツを使った移動方法、AEDの使用方法など様々な状況を想定した訓練を実施していきます。

また、地区で行われている「地域防災拠点訓練」へ参加し、車いすの使用法などの説明や地区住民や関係機関との情報共有を図り、防災や減災対策の取り組みを実施していきます。

ケアプラザに置かれる応急備蓄品に関しても、定期的に在庫確認や期限確認を行い、区と連絡調整を行っていきます。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

設備状況の不備や欠陥等の自主点検を業務終了時の巡回や日中業務で定期的に行い、異常があれば、速やかに行政と協議を行い改修等対応していきます。

また、点検業者へ委託し、点検実施計画に基づき法定点検を実施していきます。

震災予防処置として、照明器具等の固定、事務機器の転倒、急激な移動および落下防止、窓ガラス等の破損、散乱防止策、非常口の開放、避難通路の確保、初期消火用水の確保、震災備蓄品の準備を行います。

ケアプラザ周辺は浸水域に入っており、地区内にある特別避難所である介護老人福祉施設と緊急時のお互いの対応の共有が必要と考えられるので、行政や防災拠点委員等も含め、ケアプラザ利用者へ避難についての周知を行っていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

職員にはケアプラザ機能の周知を繰り返し行うことで、公平中立な対応ができるよう資質向上に努めていきます。

活動団体等に対しては、ケアプラザとしての決まりごとを順守し、特定の団体に偏らず、公平中立な立場で対応させていただきます。また、年に1度もしくは団体登録時に取り決めの周知活動を行っていきます。会場予約が構成に対応できるよう説明資料を整備し、貸し出しについて不明点などがあった場合は、行政や他ケアプラザに相談し、区域市域での統一した対応を図ります。

介護保険サービス事業者等に対しては、利用者の選択支援を第一としてとらえ、ホームページを使用し対応していきます。そのため、利用者にはどのような課題やニーズがあり、それらに対応し得るサービスを複数紹介できるように、各サービス事業者が行っている連絡会等に参加し、情報収集していきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

ニーズの把握方法として、住民等からの個別相談、活動団体からの聞き取り、行政やケアプラザが行うアンケート等あります。

個別相談からは、安心して相談できる場を設定し、傾聴し、受容します。相談者ともに課題を抽出し、解決できるものは早期に行います。また、個別相談からみえてきた課題の整理も行います。

活動団体からの聞き取りは、活動団体と日常的に交流を持つことで、利用者の顕在化、潜在化されたニーズを把握に努めるため、運営会議等の話し合いにもできるだけ参加していくことが必要と考えます。特に、まちづくり委員会、ネットワークサロン調整会議、民生委員児童委員の会議は、地区の課題がみえていることもあり、参加は必須と考えます。ケアプラザ内の多職種での話し合いにおいても、それぞれが持つ情報の共有化を行っていくことも必要です。個別相談から抽出された課題も共有し、地域とともに何ができるのか共有します。

苦情（要望も含む）等の対応について、苦情受付の担当者名を館内に掲示し周知します。苦情があった場合、速やかに対応し、苦情申立者が何を求めているかを明確化するため、苦情内容・事実調査等情報収集します。その際、苦情の苦情申立者の氏名を明らかにしてよいか否かを確認します。なお、氏名を明らかにできない場合の調査の制限を説明します。苦情受付した場合は、複数人で対応します。

苦情の担当者が、記録を作成し、管理者または、内容により、法人関係者と検討会議を行います。検討の結果、苦情の是正改善策等を提示し、苦情申立者と調整します。また、内容により、行政（横浜市・緑区）に報告し、調整を行います。

職員へは、館内カンファレンスでの周知や掲示の確認や苦情等台帳への確認のためのサインを行い、要望や苦情への対応ができ、周知し、改善に向けて対処します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

ケアプラザとしての個人情報保護マニュアルを作成整備し、全職員に周知していきます。法律や法人規定を遵守するとともに、全職員が強く意識して業務にあたるように、具体的伝えていきます。どのような行動が個人情報を流出してしまう危険性があるのか、個人情報が外部に流れることで、ご本人やご家族にどんな不利益があるのか、入職時と年2回の研修、会議や朝礼などの報告会のなかで、話し合いができる、報告ができる機会を作っていきます。個人の情報に留意することで、一人一人の人権を守り、人権意識を持つことで人権尊重へとつながっていると考えます。

情報公開については、ホームページで法人の運営状況を公開するとともに、閲覧できるよう館内に設置し、閲覧できることを明記した文面を、館内に掲示し周知していきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

ゴミの分別やリサイクルはSDGsの17の目標の中に「住み続けられるまちづくりを」「気候変動に具体的な対策を」「海の豊かさを守ろう」「緑の豊かさも守ろう」の目標があり、ごみ・環境問題に対する関心や意識の啓発に努めます。ケアプラザでは紙ごみの減量に取り組み、ごみ処理における環境負荷の低減に努めます。また、周辺のゴミ拾いを実施することで、きれいなまちづくりに努めます。ケアプラザは全LED化となっていますが、必要のない場所の消灯等省エネルギーへの対応も進めていきます。

発注等に関して、相見積もりを取る中で、市内の企業への発注となるように対応していきます。

また、本市の重要な施策の取り組みに関して、5職種の各部門や所長が行政と協働企画していくことで、多世代が集まれる場の活動支援、成年後見制度の利用に向けた支援などの事業を実施し、地区の子どもから高齢者など様々な住民が暮らしやすい環境づくりへ向けて、対応していきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

施設貸出について、地区のニーズを探りながら、自主事業の企画を行い、自主化へ向けたサポートを行うことで、新たな活動団体や担い手が増えるよう取り組み、稼働率の向上を進めます。また、館内に空き状況を掲示し、利用者が分かりやすく利用できるよう推進します。

情報提供について、広報誌を発行し各自治会での回覧をお願いするとともに、民生委員児童委員や保健活動推進員へ自治会未加入者に対しても、手渡しを通じて情報が入手できるよう働きかけ、地区住民の協力も得ながら周知していきます。ホームページへも掲載し、有益な情報を発信します。また、地域のイベント情報入手した時点で、館内での周知や必要としている団体への情報提供を努めます。

地域内にある医療機関、商店にも広報誌を配架させてもらうことで、ホームページが閲覧できない方や自治会未加入者へ情報提供できるように努めます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

<記載場所>

山下地区は2か所の市営住宅、戸建てに囲まれた小さなアパート、戸建てが主な住宅体系となっている。高齢者の相談は介護サービスに加えて認知症の相談が最も多いが、近年単身者や高齢夫婦世帯、8050問題、障害を持つ子供世帯の相談が増加している。多くのケースは生活や医療に困ってからの相談であるが、多問題化している事も多く障害分野との連携が必須となっている。又、子供や親族のいないケースも増え権利擁護の相談も増えています。

総合相談窓口を周知するため、各自治会・地区内クリニック・地域の施設等へのチラシの回覧や配架をお願いしていく。出張講座等を利用した窓口の周知をしていくことで、早い段階での相談へつながると考えます。

総合相談に関する情報提供については、総合相談票を作成すると共に、関係機関等への情報提供に同意を頂き台帳管理し、相談内容のニーズを収集していく。月1回の行政の地区担当との定例カンファレンスで情報提供や共有を行い、認知症関連については、必要に応じ、認知症初期支援や医療情報・介護保険を提供します。

障害者関連については、区担当課以外にみどり地域活動ホームあおぞら、緑区生活支援センター等と通常のカンファレンスとは異なる拡大カンファレンス開催を提案し、関係機関が情報共有すると共に日々の連携を密に図れるようにします。又、緊急時にも対応できるようにします。

介護保険や子ども家庭など関連部署からの事業やイベントの情報、生活支援センターなど地区

内にある障害関連施設の情報など、各連絡会や会議に参加し情報収集していきます。

提供については、各自治会での回覧をお願いするとともに、山下地域交流センターや地区内で活動しているサロン・教室などで周知や提供を実施していく。また、地区内にある医療機関にチラシ等の配架をお願いしていく。配架お願いの際には、利用者や患者の目にみえる場所に貼っていただくことで、チラシを手にとらなくても、情報入手しやすいように工夫していきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

各部門の担当者は、月に1回、情報共有や各事業の取り組みへの働きかけについての話し合いの場を持つようにし、必要に応じて情報交換や共有を行うようにします。

地区の行事等へはケアプラザとして職種関係なく参加することで、地区の実情把握を専門分野やそれ以外の視点から、地区やケアプラザ事業に活かす方法を検討していきます。

また、ケアプラザ内だけでなく、ほかのケアプラザや山下地区にある関係施設と情報共有する機会を持ち、連携を図ることで、円滑で効率的な運営につながればと考えます。

地域子育て支援拠点「いっば」や小中学校と福祉教育や講座の共催など行うことで、情報共有し連携に取り組みます。

山下地区周辺には障害児者の事業所が多く、貸館利用向上も見据え、ボッチャなどの運動講座や12月に活動周知のイベントを実施し、情報提供や収集し連携を図っていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

山下連合自治会では、まちづくり委員会、生活支援推進委員会にて、防災や地域住民向けの生活支援など、地区の課題解決に向けて活動している。その委員会へ参加させていただき、活動内容の見直しや補助金申請や書類作成などの情報提供を行い後方支援に取り組みます。

民生児童委員では、みなさんが必要と考えられている情報や介護保険などの情報提供を定例会の中で実施させていただき、山下地区民生委員で作成した見守りガイドを使用したうえで、修正加筆の見直しの支援に取り組みます。

保健活動推進員とは、地域のイベントで、健康増進や介護予防啓発活動を一緒に実施させていただき、地区住民への周知活動に取り組みます。

各自治体や老人会で行われているサロンが集まるネットワーク調整会議に参加させていただき、講座開催に向けて講師の情報提供やサロン継続、運営への情報共有、必要な書類作成などの後方支援に取り組みます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

地区別推進会議開催にあたり、区、緑区社会福祉協議会と協働で支援チーム会議を行い、地区課題や問題等に対して、それぞれがかかわっている会議、事業等から収集した情報を共有・整理を行い、解決等に向けて取り組みます。

また、ケアプラザと区が日常業務において必要な情報や各々が抱えている問題や課題、それぞれが行っている事業や担当部署が参加した連絡会等で収集した情報を、円滑に共有・把握できるように、月1回区と地域包括支援センターで会議を開催していきます。

子育て支援や権利擁護などの区が実施する講座や会議へ参加することで、区域や地域の情報収集し、区との共催や自主事業へ取り組みます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

所長や保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー・生活支援コーディネーター・地域交流コーディネーターなどケアプラザ全体で協働できる体制づくりに取り組みます。

5職種が企画参画している事業や会議から、地域での課題と情報収集し、ケアプラザ内での会議や支援チーム会議で情報共有を行い、区の高齢者支援担当など関係部署と連携し対応していきたい。また、地区で活動している団体の情報収集をすることで、課題解決への糸口につながることもあり、補助金申請や事務手続きなどの後方支援をしていきます。

上記の情報を支援チーム会議で共有することで、区や区社協、ケアプラザが役割分担し、地域のニーズ、課題解決に向け取り組みます。また計画の主体は地域であるが、負担にならないよう推進していけるように、区や区社協、ケアプラザで取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

「山下地区」は、恩田川と鶴見川に挟まれ、東西に長く、地区の中心に尾根があるため山坂が多く、ケアプラザへの来所や事業参加や活動の場に出向くことが困難となり、参加の機会が限定される地域特性があります。

このことから、事業の参加や情報提供が限定されないように、山下地域交流センターや山下みどり台小学校コミュニティハウスなど参加しやすい場所の利用を検討し、介護予防事業が入り口となり、高齢者の仲間づくりやサロンなどの集まれる場づくりを行い、地区の活動団体への参加することで、地区住民のニーズを把握すること、協働で企画していくことで、地区全体で高齢者だけでなく、障害児者や子どもが生き生きと暮らせるような事業展開を考えていきます。

地区内には障害児者の作業所やグループホームがあり活動しています。地域住民が障害児者に対して理解を深めるために、講座や交流会を関係機関・団体・ボランティア等に協力を仰ぎながら、障害の有無にかかわらず参加ができるような場を作り、地域で見守る活動支援を行います。また、8050問題で障害を持つ子の世帯が、親の介護保険の利用で見えてきています。ケアマネジャーや関係機関が家族支援の視点をもって活動できるように、関係機関との連携会議や事例検討などの勉強会を開催していきます。

地区内に戸建て住宅地の開発で比較的若い世代の流入があるが、子供会が減少している現状があります。しかし、児童委員など地区で活動支援している方々からは、1歳児未満などの子どもが自治会未加入や共働きの世帯もあり、子供会への参加がないだけで多くいる話を聞かれます。育児不安解消の場として、山下地区には2か所の親子のサロンがあり、情報交換の場となっています。周知は連合自治会での回覧や児童委員、ボランティアがチラシを手配りしています。今後は子育て支援として不安解消につながるような講座の開催をしていきます。

自治会のサロン等と協力して多世代交流を図り、地域で支える仕組みづくりを考えます。

自主事業の取り組みとして

高齢者分野では、介護予防に関連した事業「フレイユ予防」「認知症予防」「ロコモティブシンドローム予防」などの講座を実施します。

子ども分野では、乳幼児や保護者が孤立しないように集まれる、情報交換ができる場を提供できるよう実施します。

障害分野では、周辺で活動している障害児者の事業所に声をかけ、貸館の利用を促すとともに、ボッチャなどの運動イベントを実施し、事業所の活動を地域に周知するための場として、12月頃に活動紹介を実施します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

山下地区は、山を中心とした形になっており、地区での場の提供を考えると、小山町・西八朔町・北八朔町の一部は山下地域交流センター、青砥町・北八朔町の一部は山下地域ケアプラザが活動の場を提供していける体制づくりに取り組みます。活動の内容によっては、ケアプラザ・山下地域交流センター、山下みどり台小学校コミュニティーハウスと使い分け、子育て支援、集える場の開催に取り組みます。

利用促進については、ほかのケアプラザ同様にケアプラザ新聞などの広報誌を定期的に作成、自治会での回覧や掲示板をお願いし、民生委員児童委員や保健活動推進員、地域で活動している団体や支援者へ、自治会加入者以外にも情報が届くよう協力をお願いし実施していきます。また、ささえあいバスの協力をお願いし、交通手段を確保して利用促進を図ります。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

山下地区は、緑区社会福祉協議会や連合自治会が行っている生活支援推進委員、山下地域交流センターで行っているサロンなど、ボランティアが活動しています。特に、連合自治会が行っている、日常生活での困りごとを解決する取り組みで生活支援推進会議を実施しており、書類作成や補助金申請などの後方支援をしています。

しかし、地区で活動している団体で、担い手の高齢化や不足の問題があり、大きな課題となっています。

ケアプラザとして、地区全体、活動団体同士が支えあえる関係づくりを推進していけるよう、連絡会を実施し、単体としての活動団体だけで悩むのではなく、全体で支えあえるよう進めていきます。

ボランティア登録に関して、ボランティアの登録依頼の周知を回覧や掲示をします。また、サロンなどでボランティアの登録をお誘いします。新たな人材を発掘する講座や活動紹介をきっかけに、登録をしていただきます。

育成及びコーディネートについてボランティア連絡会を実施します。単体の活動の問題を地域全体で支えあえるようにします。地区社協と協力してボランティア研修、コーディネーター研修を実施してスキルアップができるように支援をします。

ケアプラザでも活動できるような事業を実施し、活躍できる場を提供できるように取り組みます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<記載場所>

福祉保健に関する情報を必要とする人や現在において情報が必要なく関心がない人（自治会に入会していない人も）にも幅広く情報が届くように取り組みます。

情報収集及び情報提供について、活動団体や人材等の情報収集について、地区内で活動しているサロンや教室など、生活支援コーディネーターが作成しているサービスリストの団体、各職種が開催している事業等からも情報収集し共有を行い、活動団体や人材等から同意を貰い、情報提供のリストを作成していきます。

ケアプラザ広報紙、行政や緑区社会福祉協議会の広報紙、連合だより等の活用で情報を発信します。そのため、各自治会へチラシの掲示板や回覧板のお願いし、山下交流センターや山下みどり台小コミュニティハウス等・診療所（2か所）歯科診療所（2か所）に配架お願いをしています。医療機関には、待ち時間に閲覧できるように掲示でのお願いを考えています。

活動団体や人材等の情報収集について、地区内で活動しているサロンや教室など、生活支援コーディネーターが作成しているサービスリストへの反映、各職種が開催している事業等からも情報収集し共有を行い、活動団体や人材等から同意を貰い、情報提供のリストを作成します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地区の現状把握のため、連合自治会が行っている生活支援運営会議や地域の活動団体であるサロンや老人会などへの聞き取りを実施します。ケアプラザの各職種からの情報共有や相談票などから情報収集し、主訴や相談内容を分類した結果から見えたニーズを、活動団体や運営会議に返すとともに、ケアプラザの事業計画や企画への反映だけでなく、地区住民や活動団体も交え、地区に必要なサービスの創設や発展へとつながるよう取り組みます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

山下地区内や周辺には、幼稚園や小中学校があり、子ども達についての居場所や学習支援などの課題を、学校や緑区社会福祉協議会など関係機関から情報収集し、課題解決の支援へ取り組みます。介護施設については、地区から収集した情報を提供することで、地域貢献などの協力で地域へ開かれた施設として、地域住民や活動団体、施設入居者の地域への参加へつながるよう勧めていきます。また、民間企業として、コンビニエンスストアやドラッグストアがあり、買い物配達や見守りを行っている等の情報を収集することで、地区や地区住民の課題など解決・支援へ取り組みます。また、区内のケアプラザでの情報など分科会を通じ、他地区で動いている事業を知ることによって、必要な資源として繋げられるよう取り組みます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

山下地区では、連合自治会にて「まちづくり委員会」が開催され、各自治会会長や防災拠点、青少年育成会などの会長が参加し、地域の課題について話し合いが行われています。

地域の課題として、地域の中で孤立している人の支援が必要、多世代で気軽に交流ができる場が必要、住民同士の顔の見える関係が必要と意見がでていました。既にいくつもサロンはできているが、より身近な場で開設ができれば、自治会を超えて参加ができれば等意見がありました。平成28年から住民のふれあいと交流を目的に地域の中で活動しているサロンをネットワーク化し、住民はどこへでも気軽に参加することができる仕組みを作り、「山下ネットワークサロン」として自治会を超えた住民の交流の場が出来上がりました。住民の横のつながりが広がることを目的に「ネットワークサロン調整会議」を協議の場として設置しました。サロンの担い手が孤立しないように支援をしています。個々のサロンの問題解決の場やヒントになっています。例えば参加者を増やすために、一緒にいく民生委員児童委員や介護支援専門員が連れてきて、参加へつながったといった話しが出ていました。

誰でも参加できるサロンとして、「ふらっとホール」ができ、協議体として「ふらっとホール運営委員会」が活動しています。令和3年度は、コロナ禍で活動のほとんどが中止となりましたが、活動再開にあたり様々な話し合いが行われました。内容は、助成金の申請、ボランティア保険などへの加入でした。また令和5年度は新たに「さろん・シラン」が始まり、場所がケアプラザということで、ささえあいバスの活用も話し合われています。

協議の場を設けることで、地域住民と直接話ができて、本音やニーズ、地域の問題点がより浮彫になってきます。この場で挙がってきたニーズ、問題点を一緒に解決できるように支援をしていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

山下地区には、生活支援ボランティア活動、ささえあいバスの運行、サロン活動が来ています。ボランティアで知り合いになり、ささえあいバスで買い物に行き、サロンでおしゃべりをするといった、地域での交流が活発になる様に、個々の活動が横のつながりになる様に支援をしていきます。そのために、個々の活動や会議に参加をすることで、取組をきめ細かく把握していきます。活動に参加した時の住民の話を聞いて、サービスの創出、発展に繋げていきます。

創出の1つにサロンが開設されました。老人会での集まりがなくなり、集まれる場所がないかと話しがあり、自治会加入関係なく集まれる場として、開設に当たり、書類作成や打ち合わせなど後方支援し、継続できるように取り組んでいます。ニーズ把握での会議やサロン等への参加から関係ができた結果でした。

このように創出、継続、発展に向けた支援ができるように、他地区の取り組みやスキルアップ研修に参加し、支援できるよう取り組みます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

山下地域ケアプラザの圏域である「山下地区」は、恩田川と鶴見川に挟まれ東西に長く、山坂が多く現状ではケアプラザまでの交通アクセスが容易ではないと思われれます。高齢独居、高齢夫婦世帯、高齢の親と障害を抱える子供の世帯が増加し相談は多問題化傾向にある事から、「個別支援」だけではなく、地区住民がお互いを支えあう仕組みを作るよう「地域支援」を行います。

「個別支援」

- 1) 本人や家族だけではなく、民生委員や地区住民等から寄せられた地区の高齢者に関する相談を受け止め、訪問や面談を通して十分な状況確認すると共に本人の意向を尊重し支援をします。
- 2) 個々の状況に合った関係機関と協力しながら継続的な支援と見守りを実施します。
- 3) 来館の難しい相談者に対しては積極的に訪問相談を実施します。

「個別支援・地区支援」

- 1) 地区向けの相談会や出張講座などを開催すると共に地区内の各サロンに参加し、高齢者の心身の状況や地域の実態把握を行います。また、地区住民から積極的に情報収集を行い個別・地域の隠れた「困りごと」を把握し個別支援やネットワークの構築業務へと繋がります。

「ネットワーク構築」

- 1) 地区の中にある既存の福祉サービスや社会資源を把握した上で、総合相談から把握したニーズを発見し資源開発やネットワークの再構築を行っていきます。
- 2) 山下地区児童・民生委員協議会の定例会に出席し地域の状況把握に努めます。
- 3) 総合相談で把握、発見した地域課題を地域コーディネーター・生活支援コーディネーターと共有し資源開発やネットワークの構築業務を行います。
- 4) 北八朔町にある市営北八朔住宅においては、生活援助員が配置されている事から定期的に情報交換し、顔の見える関係作りの結果、早期の介入ができており今後も協力しながら支援をしていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

総合相談の中で認知症の相談は増加しており、介護サービスの利用相談であっても認知症が疑われるケースが多く発生しているが未診断な事が殆どである。また、地区住民からの苦情や相談は認知症が疑われる事が多い。地区の中で認知症の方が孤立する事なく住み慣れた環境で暮らし続けられるよう支援します。

世代に関係なく認知症の啓発事業を実施

地区内5か所のグループホーム、一般の認知症キャラバンメイトさんと協働し認知症の啓発事業を継続していきます。

- 1) ・地区（サロン・老人会・自治会等）、学校に対して認知症サポーター養成講座を継続的に実施します。
 - ・地区住民の中より、一緒に認知症啓発を実施できる人材を発掘します。
- 2) 日中、地域で生活する若い子育て世代に対しての啓発活動を試みます。親子が一緒に学べるよう紙芝居などのツールを用いて実施
- 3) 金融機関や小売店などに啓発活動をします。

早期発見と支援

- 1) 本人や家族の意思を尊重しながら早期発見、受診に向けての支援をします。
 - ・専門医療機関への受診に対して本人、家族の気持ち的なハードルは高い事がある事を認識し、すでに受診されている医療機関と連携していきます。
 - ・認知症初期集中支援チームを活用し早期発見・治療に繋がります。

認知症高齢者の孤立防止

- 1) ささえあいバスを利用した既存の地区活動やサロンへの参加や、お買い物便を利用した食材、生活用品の確保に向けた支援を通して地区住民との顔の見える関係の構築を目指します。

2) 自治会、民生委員と情報共有しながら見守り支援の実施

地区独自で作成した「山下地区見守りガイド」と児童・民生委員⇄包括連絡帳を利用し情報共有、見守りを実施します。

3) 介護予防講座などを通して認知症の正しい理解や接し方を伝えていきます。

4) 介護者の悩みや不安に対応する為に介護者の集いを実施します。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

潜在的ニーズを抱えた住民は多いと思われるが、自ら課題認識し声を上げられる住民は少ない。権利擁護業務は個々の状況に応じて対応し、対象者や親族と関係構築しながら本人の意思決定を尊重すると共に尊厳を守り、関係機関（行政・医療機関・介護サービス事業者等）と定期的な訪問や情報交換など連携しながら継続的に支援を行っていくことが重要と考えます。

具体策

1. 総合相談で捉えた権利擁護ニーズのある住民に加えて、地区内で開催する出張講座やサロンなどでニーズ把握を行うと共に相談窓口の周知をします。
2. 成年後見申立に関しては、個々の状況に応じて各関係団体と医療機関と連携し、必要性に応じて申立書作成・申立同行支援、後見人等への引継ぎを行っていきます。
3. 虐待ケースにおいては被虐待者の意思を大切にしながら保護に努めると共に、虐待者が抱える問題にも配慮し対応していきます。
4. サロンや出張講座の場で消費者被害に関する啓発活動を実施します。
5. ケアマネジャーなど専門職向けの研修会などを通して理解を深める機会を設け、相談しやすい関係が構築されるよう努力します。

地区の権利擁護ケースの特徴として、課題認識されていない事や家族背景によっては課題解決までに長期化する事も多いが、根気よくアプローチを継続し解決していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

<記載場所>

ケアマネジャーが、利用者の心身状況等に応じた、利用者自身の選択に基づく、自立支援に資するケアマネジメントや地域の多様な資源を活用し、必要なサービスの提供だけでなく、一人ひとりの強みや希望を理解し、その人らしさを発揮できるようなケアマネジメントを実践することができるように、区内7包括で新任ケアマネ研修の実施。行政、機器支援センター、あんしんセンター、医療相談室も参加、制度や活動について周知していく。ケアプラザ単体や複数のケアプラザと事例検討会を行うことで、利用者や家族支援が生活の質の向上につなげ介護サービスの利用方法を工夫するなどの支援につなげ、顔の見える関係づくりからケアマネジャーが相談しやすく、ケアマネジャー同士の横のつながりが構築できるように支援します。また、生活支援コーディネーターと連携し、地域資源が活用されるように、情報を収集、共有、発信します。

■在宅医療・介護連携推進事業

<記載場所>

地区内の医療機関（さいとうクリニック・岩波胃腸消化器外科・あおと在宅クリニック）と顔が見える関係づくりを継続していくことで、相談が必要な方の情報が直接できる関係づくりをしていく。また、ケアプラザが相談窓口として住民に周知していくためにチラシの配架をお願いしていきます。

在宅医療相談室とは、ケアマネジャーの疾患への知識向上と理解へ向け、病気等の症状の出方のメカニズムをわかりやすく説明していただき、疾患の理解へとつなげたい。今後、疾患のメカニズムから改善していくプロセスを理解し、健康悪化を予防できるように事例検討を実施していきます。

また、行政と地域包括支援センターが事務局をしている「在宅ケアみどりネットワーク」にて、ケアマネジャー・訪問介護・訪問看護・通所介護・福祉用具事業者などで行われている会議で、各事業の連絡会が研修など情報共有することで、お互いに支援や課題解決できるよう取り組んでいきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

行政、緑区社会福祉協議会、地域包括支援センターの合同会議で集約した情報や、日頃の総合相談・支援の分析、地区診断を合わせて地域課題を発見し、介護サービス事業所、医療機関、自治会、民生委員、地区住民などと地域課題（地区の強みや弱み、特色など）を共有しながら、地域の社会資源等の開発や地域づくりに取り組みます。

具体案

1. 地区内で活動しているケアマネジャーからの多い相談の検討を重ね、地域の課題やニーズ、必要な社会資源の開発へとつなげます。
2. 相談票の内容を分けると、高齢と障害を持つ子の世帯の相談が増加傾向にあり、異なる福祉分野の支援機関（緑区生活支援センター・基幹相談支援センターあおぞらなど）との検討に取り組み見守りネットワークの開発や連携体制を構築します。
3. また、必要に応じて区保健センター、公的機関（消防・警察）、商店などにも参加呼びかけを行い地区課題を捉える場として活用していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

起伏のある地形であるなか、筋力の低下や認知症の発症で、外出が難しくなり閉じこもりになってしまう。そのため、できるだけ、利用者が住み慣れた地域で、可能な限り在宅で自立した生活を継続できるように、関係法令等に基づいて、必要な介護予防サービスの利用のための支援計画書の作成とともに、利用者の選択に基づいた適切なサービスが確保されるよう、関係機関との連絡・調整を行います。

1) 事業実施にかかる人員の確保育成と業務委託について

- ・高齢化率の上昇で要支援の増加が見込まれるため、地域包括支援センターの3職種のほかに、介護予防計画作成者を設置し、支援が必要な利用者へ介護予防が適切にできるようにします。

- ・職員の育成に関して、横浜市や区など行政が行う研修や講演会・緑区医師会の講演会・緑区ケアマネ連絡会等の専門研修への参加・緑区内の全ケアプラザと行う介護予防スキルアップ研修への協力や参加を行い、介護予防マネジメント等のスキルアップに努めます。

2) 業務委託について

- ・業務委託は、中立公平性において、いくつか居宅介護支援事業所に偏らないよう委託をします。
- ・委託した利用者宅の現状の訪問やサービス担当者会議の参加により、より自立支援になっているのか、重度化予防の視点にたっているのか、特に利用者が介護予防を理解しているかを自覚し、利用者自ら介護予防が実践できるように担当ケアマネジャーと支援していきます。また、利用するサービスは利用者自身が選ぶことを原則に選定理由等の確認を行い、利用者支援において、中立公平性を確保します。
- ・事例検討会を開催（5回/年）し、地域の利用者を担当する居宅介護支援事業所のケアマネジャーと事例の検討を開催します。ケアマネジャーが担当している利用者の支援の振り返りができるように指導支援することで、ケアマネジャー自身のスキルアップにつながります。それだけでなく、包括支援センターと顔の見える関係性を作ることで、より多くのケアマネジャーに介護予防の業務委託ができるようにする効果を期待します。
- ・利用者宅の訪問やサービス担当者会議の際に「介護予防」の概念を利用者、サービス事業者で確認していくことで、重度化を防ぐことに努めます。

3) 社会資源の情報収集と情報提供

- ・介護保険サービスの利用方法や適切なサービスの情報収集をします。介護サービス事業所や介護施設との連携を行います。
- ・地区の居場所としてのサロンや元気づくりステーション（体操2か所・男の料理）・体操教室（2か所）・太極拳（3か所）、健康マージャンなど地域資源を活用し、利用者にあったサービスの紹介ができるようにします。また、区や他のケアプラザ等が開催するものも薦めます。そのため生活差支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターと連携情報共有・協力します。
- ・医療機関との連携を行います
協力医である岩波胃腸科医院や斎藤クリニック、あおと在宅クリニックと利用者の病気の経過予後等が相談できる体制を組みます。また、他の医療機関の医師や医療相談室に連携し、利用が病院から在宅、また病院という流れの中で利用者の重度化を予防し、安心して在宅で暮らせるように支援します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

起伏のある地形であるなか、病気等で体調不良になると、外出が難しくなり、閉じこもり等うつ傾向になることがあります。そのため、健康度の悪化の前の対応や閉じこもりがちな住民が通いの場につなげること、フレイク（虚弱）を高齢者が理解して介護予防行動が取れ、自らが健康であることの必要性を考え、日常生活がおくれるような関わりを目指します。これらの活動や講座について、行政の高齢者支援担当等と連携し支援していきます。

1) 介護予防普及啓発事業について

- ・ケアプラザでの開催や山下地域交流センターやコミュニティーハウス等で講座を開催します。健康講座（病気の予防や服薬等・ロコモティブシンドローム（骨や筋肉・関節の衰えの総称）の予防（ハマトレ活用）・口腔ケア（口腔機能改善）・栄養改善（高齢者の陥りがちな食生活改善と生活習慣病改善等）を開催していきます。
- ・老人会向け介護予防講座の開催
- ・地域での行事での介護予防啓発と個別相談。その他、必要に応じて個別相談を行います。

2) 地域介護予防活動支援について

- ・山下地区は通いの場（居場所）としての各自治会でサロンが立ち上がり毎月開催され、住民同士のつながりや会場準備など役割ができるようになっている。また、自治会に加入していない住民へは、お茶べりサロン（山下地域交流センター）や健康体操（サロン開催：みどり台小コミュニティーハウス）で参加ができるように周知していきます。そのため、山下サロンのチラシを必要な人へ配架します。
- ・元気づくりステーションや健康マージャンやネットワーク調整会議での介護予防活動支援等の情報提供を行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

<記載場所>

緑区では、それぞれのサービス事業者や地区で活動している団体で連絡会や情報共有などの会議を実施しています。ケアプラザとして、それぞれの活動団体の会議等から情報収集するとともに、必要な情報を提供し連携できるよう取り組みます。

例えば、地区内で食糧の購入に困っており、入金までに日数がかかる場合、緑区社会福祉協議会で行っているフードドライブへの相談や紹介、また、本人への聞き取りの中で、認知症の疑いがあり、医療機関にかかっていない場合には認知症初期集中チームへつなげるなど、必要な情報の提供や関係機関の連携が必要な場合には、ネットワークを構築して継続的に支援し、連携がとれる体制づくりへ努めます。

様々な会議を通じて、顔の見える関係を構築し、必要とする情報の提供し、団体をつなげ支援していけるよう取り組みます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<記載場所>

公の施設における事業提供であることを自覚し、守秘義務や個人情報の保護については、細心の注意を払い、サービス提供に関しては、ご利用者の意見を尊重し、自己決定できるように支援していくとともに、家族支援の視点を持って、必要に応じて地域包括支援センターや関係機関と連携していきます。

また、地域包括支援センターや病院、区役所、ケアマネ連絡会などの参加や活動団体と情報共有や連携を図り、ご利用者が住み慣れた地域で生活が続けられる支援を行っていきます。

スキルアップ研修へ参加できる体制を整え、職員の資質向上に取り組みます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

人口の4人にひとりが65歳以上という地区であり、15歳未満の人口も増加傾向にある地区もあります。あらゆる世代が混在しており、ニーズの多様性が考えられます。

世代の多様化に伴い、自治会への加入率が低下傾向にあるとの統計結果もあることから、当ケアプラザを中心に異なる世代の交流拠点でありたいと思います。

異なる世代の架け橋となる利用者サービスを常に考え、今後の地域の情勢を鑑みて収支計画を立案したいと思います。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

前年度末に各部門責任者と事業等の活動内容及び参加者の方々から徴収している参加費が適正に行われているかをヒヤリングし、そのまま生かす点、見直すべき点を明確にし、次年度の目標を定めています。

運営費等を定額に抑える工夫としては、他のケアプラザと情報を共有することにより、その事業に見合った物品等の購入や地域の人材活用による講師に関わる費用の抑制にもつなげています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

<記載場所>

新型コロナウイルスの感染拡大の中、多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアルームの3部屋の仕切りを外し、1つの部屋として利用できる体制にしました。これにより、3密が回避しやすい状況にし、外出の機会、参加者同士の顔の見える、また孤立しないように集まれる場の提供に努めました。

地域活動交流事業について

他区でのサブコーディネーター経験があるものの、まずは地域の方々の顔を知るため、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと地域内の様々な集まりに顔を出し、地域交流コーディネーターとして知っていただくことから始めました。

令和3年度は、活動団体登録、子育て支援事業、多世代交流事業などの新規立ち上げ、コロナ禍での安全な利用促進のスタートでした。

実施事業として、子育て支援は子育て世代への居場所作り。情報交換ができる場として活用し、七夕、ハロウィン、クリスマスイベントを行い育児の疲れが取れるような取り組みを実施。延べ13回参加者279名。多世代交流支援は、ケアプラザ周辺を散歩やウォーキングする方が多く、ケアプラザ周知も含め体操を広場で実施。また、地域に障害児者の事業所が多く、ケアプラザの活用、事業所の活動をお互いに知り、地域に周知するために、作品の展示会を「山下つながるアート展示会」として1週間にわたり実施し、地域との交流を深めました。展示会では登録団体の活動発表の場として活動周知しました。延べ224回参加者2465名。緑区内の地域活動交流コーディネーターによるケアプラザやコーディネーターの周知を目的として、緑区役所内のイベントスペースで活動しています。延べ4日間100名。令和4年度は、前年度の事業を継続し、新規に子ども工作教室や歴史講座、ボランティア育成、小学校の福祉教育を通じてケアプラザや高齢者理解、ポッチャと車いすサッカーを行い交流実施。子育て支援事業は延べ25回参加者504名、多世代交流支援は延べ250回2451名、特に多世代交流では「山下つながるアート展示会」が展示だけでなく、活動団体の発表の場、交流の場として動き始めました。

地域包括支援センター事業について

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等職の専門職は、特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターとして、山下地区で活動していた職員がケアプラザへ異動しています。地域での相談業務、介護予防事業、地域の関連団体との連携など引き続き実施しています。

また、今までの相談窓口であった特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターがケアプラザへ機能を移行したことで混乱を少なくするため、相談窓口の電話番号は変更せずに使用しています。令和3年度は、相談件数715件うち訪問は169件。立地の問題もあり、来館できない方へ訪問することで対応しています。

実施事業は、介護予防、認知症予防を目的に、山下地域交流センターや山下みどり台小学校コミュニティハウス、ケアプラザの3か所で体操教室を実施。延べ59回参加者1275名。権利擁護

支援として、エンディングノートを活用し、終活に向けて必要な知識や情報を得ていくことを目的に、令和2年より活動していくグループと同様の内容を男性向けにしたグループを実施。延べ9回参加者53名。地域新事業として、地域で活動している介護支援専門員が抱える事例を話し合い、スキル向上を目的とした事例検討会。地域で増加傾向にある事例など、地域の民生委員児童委員、介護支援専門員、関係機関で今後の方向性、連携を構築していく地域ケア会議を実施。延べ5回参加者73名。令和4年度は前年度の事業を継続し、民生委員児童委員と「山下見守りガイド」の見直しや連絡票の運用を検討、自主化した体操教室や男性向け特化した終活講座を新規に立ち上げしました。介護予防関連事業は延べ81回参加者1221名。権利擁護事業は延べ16回参加者150名。地域支援事業は延べ5回参加者44名。

生活支援体制整備事業について

特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターとして、山下地区で活動していた職員がケアプラザへ異動しています。サロンや老人会、自治会への連携、後方支援を引き続き実施しています。令和3年度は、サロン活動が中止になることが多く、開催するための感染対策や地域の集いからでたニーズを拾い、スマホ教室やウォーキングについての講座など、地域活動交流コーディネーターや地域包括支援センターと連携、後方支援を実施。前年度より支援して開始された「ふらっとホール」は、令和3年度の活動はほとんど中止になってしまいましたが、令和4年度は活動再開し、毎週月曜日に多世代交流の場として、誰でも参加でき、地域での見守りへつながりました。また、14か所あるサロンの交流の場として、各サロンの状況や悩み、一押しイベントなど、気兼ねなく話の出来るように、年2回開催しました。令和4年度は前年度の事業を継続し、地域資源の活用について、他のケアプラザや区社協と検討をしました。4年度は徐々にサロンの活動や地域の団体が活発化しつつあり、サロンなどの団体の状況や課題等、助成金も含め情報提供し後方支援しました。その中で、「ふらっとホール」のような誰でも集まれる場としてのサロン開設に向け、地域の方々の声を受け、区や区社協と連携して支援しました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

<記載場所>

令和3年4月から令和4年3月末まで、資格要件を満たした職員の適正配置ができています。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市山下地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	団体本部 経費の含有	金額
賃金水準スライド 対象人件費※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	<input type="checkbox"/>	9,581,250
賃金水準スライド 対象外人件費	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	<input type="checkbox"/>	2,131,250
事業費	講師謝金、材料購入・講座資料作成費@20,000円×12か月、参加費△@500×5名×12か月、△@400×12名×12か月、△@300×12名×12か月、△@100×15名)	<input type="checkbox"/>	107,700
事務費	通信費@150,000、消耗品@80,000、印刷費@90,000、リース料@360,000、地域協力費@40,000、旅費@10,000、手数料@3,000、その他(保険料・ガソリン代他)@150,000、目的外使用料(自動販売機)@21,120、租税公課@400,000	<input type="checkbox"/>	1,304,120
管理費	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	2,923,000
指定額	小破修繕費 474,000円	/	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		△
合 計			16,521,320
うち、団体本部経費			0

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	団体本部 経費の含有	金額
賃金水準スライド 対象人件費※2	内訳（生活支援コーディネーターのうち賃金水 準スライド対象人件費）	<input type="checkbox"/>	3,400,000
賃金水準スライド 対象外人件費	内訳（生活支援コーディネーターのうち賃金水 準スライド対象外人件費）	<input type="checkbox"/>	700,000
事業費	講師料・材料費@5,000×12回	<input type="checkbox"/>	60,000
事務費	通信費@40,000、消耗品@20,000、印刷費@20,000、 リース料@80,000、地域協力費@40,000、旅費 @15,000、手数料@5,000、保険料@10,000	<input type="checkbox"/>	230,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してくだ さい。>		△
合 計			4,390,000
うち、団体本部経費			0

※2：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	団体本部 経費の含有	金額
賃金水準スライド 対象人件費 ※3	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	<input type="checkbox"/>	19,293,750
賃金水準スライド 対象外人件費	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	<input type="checkbox"/>	2,068,750
事業費	講師料・材料費@10,000×12回	<input type="checkbox"/>	120,000
事務費	通信費@200,000、消耗品@100,000、印刷費@100,000、リース料@520,000、地域協力費@40,000、旅費@15,000、手数料@25,000、その他(保険料・ガソリン代他)@150,000	<input type="checkbox"/>	1,150,000
管理費	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	777,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	/	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉		△
合 計			24,165,500
うち、団体本部経費			0

※3：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	団体本部 経費の含有	金額
事業費	講師料@120,000、保険加入費@6,000、講座材料費@20,000、消耗品@8,000	<input type="checkbox"/>	154,000

合 計	154,000
うち、団体本部経費	0

2 収支予算書

(単位：円)

項目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,521,320	16,779,292	17,037,264	17,295,236	17,553,208
		生活支援体制 整備事業(b)	4,390,000	4,435,900	4,481,800	4,527,700	4,573,600
		地域包括支援 センター運営(c)	24,165,500	24,455,366	24,745,231	25,035,097	25,324,963
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	45,230,820	45,824,558	46,418,295	47,012,033	47,605,771
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	3,450,000	3,450,000	3,450,000	3,450,000	3,450,000
		居宅介護支援 事業	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	その他収入		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	収入合計 (A)		55,680,820	56,274,558	56,868,295	57,462,033	58,055,771
	内 訳	人件費	44,825,000	45,437,300	46,049,600	46,661,900	47,274,200
事業費		287,700	287,700	287,700	287,700	287,700	
事務費		3,530,536	3,530,536	3,530,536	3,530,536	3,530,536	
管理費		3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	
消費税等		400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	
その他		1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	
支出合計 (B)		53,973,236	54,585,536	55,197,836	55,810,136	56,422,436	
うち、団体本部経費		8,896,416	8,914,979	8,933,541	8,952,104	8,970,666	
収支 (A - B)		1,707,584	1,689,022	1,670,459	1,651,897	1,633,335	

<参考>山下地域ケアプラザにおける過去2年間の管理費（光熱水費、保守管理・環境維持管理費）実績

対象年度	種別	科目	実績小計	実績合計
令和3年度 (2021年度)	指定管理料負担	光熱水費	1,264,358円	3,579,858円
		保守管理費	2,315,500円	
令和4年度 (2022年度)	指定管理料負担	光熱水費	1,412,016円	3,698,916円
		保守管理費	2,286,900円	
2か年平均	指定管理料負担	光熱水費	1,338,187円	3,639,387円
		保守管理費	2,301,200円	

<参考>山下地域ケアプラザにおける過去2年間の修繕実績

対象年度	修繕内容	実績小計	実績合計
令和3年度 (2021年度)	警報装置設置工事	132,000円	132,000円
令和4年度 (2022年度)	なし	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

1 基礎単価

【単位：円】

	地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ 運営事業	生活支援 体制整備事業	地域包括支援 センター運営事業
正規雇用職員等	5,500,000	3,300,000	3,400,000	5,000,000
臨時雇用職員等		1,500,000		2,000,000

※1人1年あたり

2 雇用形態別の配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ運営事業

ア 地域ケアプラザ所長（人工は 3/16）

【単位：人】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
正規雇用職員等	0.1875	0.1875	0.1875	0.1875	0.1875

イ 地域ケアプラザ所長以外

【単位：人】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
正規雇用職員等	1	1	1	1	1
臨時雇用職員等	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5

(2) 生活支援体制整備事業

【単位：人】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
正規雇用職員等	1	1	1	1	1

(3) 地域包括支援センター運営事業

ア 地域ケアプラザ所長（人工は 9/16）

【単位：人】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
正規雇用職員等	0.5625	0.5625	0.5625	0.5625	0.5625

イ 地域ケアプラザ所長以外

【単位：人】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
正規雇用職員等	3	3	3	3	3
臨時雇用職員等	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6

3 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長を含め、各事業ともに配置職種を必ず配置します。

地域ケアプラザ事業のサブコーディネーターとして臨時雇用職員を常勤換算で3.5名配置し、コーディネーター不在時でも事業の運営に支障がないようにしたいと思います。

介護保険事業の介護予防支援にプランナーを雇用し、現状、受託してくれる居宅介護事業所が減

ってきているため、相談から支援計画作成を一貫して提案できる人員を配置します。

団体の概要

(令和年2月14日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんふじずかかい) 社会福祉法人ふじ寿か会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒226-0024 神奈川県横浜市緑区西八朔町 773-2 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成3年6月25日
沿革	<p>平成3年6月 社会福祉法人ふじ寿か会設立</p> <p>平成3年9月 特別養護老人ホームふじ寿か園開設</p> <p>平成4年1月 特別養護老人ホームふじ寿か園にてショートステイ開始</p> <p>平成4年3月 特別養護老人ホームふじ寿か園にてデイサービス開始</p> <p>平成8年4月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて特別養護棟(認知症)開設</p> <p>平成9年1月 関連施設高齢者グループホームことぶきの里開設</p> <p>平成9年10月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて老人介護支援センター開始</p> <p>平成11年11月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて居宅介護支援事業開始</p> <p>平成12年3月 関連施設高齢者グループホームあすの里開設</p> <p>平成12年5月 関連施設みすずが丘ショートステイセンター開設</p> <p>平成13年3月 関連施設高齢者グループホームふじの里開設</p> <p>平成16年1月 横浜市鴨志田地域ケアプラザ指定管理</p> <p>平成16年3月 関連施設高齢者グループホームそまやまの里開設</p> <p>平成25年4月 関連施設地域作業所陽だまり組入れ</p> <p>平成30年10月 関連施設障害者グループホームソレイユ組入れ</p> <p>令和1年6月 関連施設ナーシングホーム横浜ゆうふくの郷組入れ</p> <p>令和1年8月 みすずが丘ショートステイセンターを特別養護老人ホームみすずが丘への業種変更</p>
事業内容等	介護保険法による事業、介護老人福祉施設(定員105名・34名)2箇所、併設型(介護予防)短期入所生活介護(定員5名・6名)2箇所、(介護予防)通所介護(各定員35名)2箇所、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(定員9名、3箇所、定員18名1箇所)計4箇所、居宅介護支援事業2箇所、介護予防支援事業2箇所を市内緑区・青葉区で運営 障害者作業所1箇所、グループホーム(定員7名)1箇所

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財務状況	総収入	1,282,308,224	1,303,903,250	1,314,339,110
	総支出	1,378,871,108	1,380,498,438	1,331,310,917
	当期収支差額	-96,562,884	-76,595,188	-16,971,807
	次期繰越収支差額	235,392,318	158,008,130	140,247,323
	連絡担当者	【所属】横浜市山下地域ケアプラザ 【氏名】村尾 純 【電話】045-931-6275 【FAX】045-935-3883 【E-mail】		
特記事項				